入　札　説　明　書

滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　　平成３０年９月２８日

２　契約責任者

国立大学法人滋賀医科大学長　塩田　浩平

３　工事概要等

（１）工 事 名　滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事

（２）工事場所　滋賀県大津市瀬田月輪町（滋賀医科大学構内）

（３）工事内容　別紙工事概要のとおり。

（４）工　　期　平成３１年２月２８日（木）まで。

（５）本工事は、入札時に「企業の技術力　」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する実績評価型総合評価落札方式の工事である。

（６）本工事においては、申請書の提出、入札等を電子入札システムにおいて行う。電子入札は、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（様式自由）を提出して行うものとする。

４　競争参加資格

（１）国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

（２）文部科学省における舗装又は土木一式又は建築一式工事に係るＣ又はＤ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成１５年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した庁舎、校舎、研究施設、病院の駐車場舗装工事又は外構工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

（５）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②平成１５年度以降に上記（４）に掲げる工事の経験を有する者であること。

③監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（６）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事

の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号　文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第１３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）親会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係が有ると認められる場合。

（８）京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県・三重県・岐阜県に本店、支店又は営業所が所在すること。

（９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５　実績評価型総合評価落札方式に関する事項

（１）入札の評価に関する基準

本工事の総合評価（実績評価型）に関する評価項目・評価基準及び得点配分は、別紙のとおりとする。

これに係る必要資料等は以下のとおりであるが、競争参加資格の確認のために提出する資料と同じものは別に提出する必要はない。

①企業の技術力

（イ）企業の施工能力

・同種工事の施工実績　・・・　別紙様式２（必須）

・工事成績　・・・　別紙様式３（必須）

（ロ）配置予定技術者の能力　・・・　別紙様式４（必須）

・同種工事の施工経験

・工事成績

②企業の信頼性・社会性

（イ）法令遵守（コンプライアンス）・・・　別紙様式５（必須）

（ロ）地域精通度　・・・　様式「事務連絡担当者等届」（必須）

※総合評価を受けようとする場合には、「２．地理的条件」を記載すること。

（ハ）ワーク・ライフ・バランス等の推進・・・　別紙様式６（必須）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況により評価

（２）総合評価の方法

①（１）「入札の評価に関する基準」に示す評価項目ごとの最低限の要求条件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を１００点とし、加算点の最高点数は２５点とする。

②加算点の算出方法は、別紙の①、②の評価項目ごとに評価を行い、評価項目の配点合計

（満点）を２５点とし、応札者には、配点合計（満点）に対するそれぞれ得られた評価点数の合計を加算点として与える。

③総合評価は、標準点と上記によって得られる加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

６　担当部局

〒520-2192　滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係
電話　077-548-2052　FAX　077-548-2047
メールアドレス　hqsisetu@belle.shiga-med.ac.jp

７　競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人滋賀医科大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４（１）及び（３）から（９）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間　　平成３０年９月２８日(金)から平成３０年１０月１０日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。
（最終日のみ１２時００分まで）

②提 出 先　　上記６に同じ。

③申請及び提出方法　　申請は、電子入札システムにより行い、別紙様式１のみ添付すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札とすることができる。
別紙様式１以外の資料については、電子入札、紙入札を問わず持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
なお、資料を持参する際には、表紙として別紙様式１及び電子入札システムによる申請受付票を添付すること。

（２）資料は次に掲げるところに従い作成すること。

なお､①の同種工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成１５年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①施工実績・・・別紙様式２

上記４(４)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式２に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

②企業の工事成績等・・・別紙様式３

１）企業の工事成績

平成２８年度以降の企業に係る工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式３に記載すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成２８年度以降に通知を受けた全ての工事の通知書が提出されなかった場合は、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等における工事成績において、２年連続で年度の平均点が６５点未満である場合

２）工事の品質に関わる重大な問題の有無

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成２８年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を別紙様式３に記載すること。又、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。ただし、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例について、有りと判断された場合は入札に参加できない。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア）重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ）重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ）ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ）上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

③配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績・・・別紙様式４

１）配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

上記４(５)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式４に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事従事状況等を記載することもできる。ただし、総合評価においては最も低い配点の技術者が加点対象となる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出したものは、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

２）予定配置技術者の工事成績

主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成２６年度（過去４年度）以降に完成した工事に限る）について、各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式４に記載すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成２６年度以降に通知を受けた全ての工事の通知書が提出されなかった場合は、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等における工事成績において、平成２６年度以降の平均点が６５点未満である場合

④ 契約書等の写し

①及び③において記載する施工実及び施工経験に係る工事内容が判断できる、ＣＯＲＩＮＳ（財団法人日本建築情報総合センターの「工事実績情報サービス」）又は契約書等の写しを提出すること。また、③における予定配置技術者の工事成績については、技術者が当該工事の主任（監理）技術者であったことが証明できる書類（ＣＯＲＩＮＳ等）を提出すること。ただし、ＣＯＲＩＮＳ又は契約書等の写しのみでは記載内容の全てを確認できない場合は、当該工事の特記仕様書、図面等の写しを添付すること。

⑤事故及び不誠実な行為・・・別紙様式５

全国又は近畿地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び滋賀県内に

おいて営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後６ヶ月以内のものを別紙様式５に全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

（３）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成３０年１０月１９日(金)までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

（４）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約責任者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先　　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人滋賀医科大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

①提出期限　　平成３０年１０月２６日（金）　１７時００分。

②提　出　先　　上記６に同じ。

③提出方法　　書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

（２）国立大学法人滋賀医科大学長は、説明を求められたときは、平成３０年１１月２日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

９　入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合においては、次により提出し、回答は必ず閲覧することとする。

①提出期間　　平成３０年９月２８日(金)から平成３０年１０月１５日（月）まで。
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（最終日のみ１２時００分まで）。

②提　出　先　　上記６に同じ。

③提出方法　　書面（任意の様式に社印、代表者印を押印したもの）は持参により提出するものとする。

（２）（１）の質問に対する回答書は、平成３０年１０月２２日（月）から、次のとおり滋賀医科大学ホームページより閲覧に供する。

（滋賀医科大学トップページ＞企業・研究者の方＞工事入札情報）

10　入札及び開札の日時及び場所

（１）入札の締切日時は以下の通りとする。

締切日時：平成３０年１０月２９日（月）１２時００分。
電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記６に持参すること。なお、郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

（２）開札日時：平成３０年１０月３０日（火）１１時００分

（３）開札場所：滋賀医科大学大会議室（管理棟３階）

11　入札方法等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、

上記６に持参すること。なお、郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

（２）落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

12　開札

開札は、電子入札システムにより行う。なお、**再度入札を行う場合があるので、開札日時以降、何らかの結果（落札、保留等）が出るまでは、電子入札システムを起動させておくこと**。紙による入札参加者は、開札時に立ち会うこと。入札参加者が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

13　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　納付（有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人滋賀医科大学長が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年　法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

14　工事費内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書は、本学指定様式（所定様式又は準じた様式）を使用し電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記６に持参すること。なお、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受付ない。

（２）工事費内訳書について、記載内容は最低限、数量、単価、金額、社会保険に係る法定福利費等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名を記載すること。また、工事費内訳書には、**商号又は名称並びに住所を記載するとともに、押印する**こと（記載内容の誤り、内容の不足及び不備等のものは無効とする場合がある）。

提出については、本学から指示がある場合を除いては、**ＰＤＦファイルにしたものを電子入札システムにより提出**すること。なお、**容量が大きくなる場合はＺＩＰ形式での圧縮ファイルで提出**すること。

（３）発注者が、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、**別表各項に該当する場合については競争加入者心得（電子入札用）第２１第⑤号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。**

（４）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15　入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人滋賀医科大学長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時において上記４に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

16　落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、以下の各要件に該当する入札者のうち、評価値が最も高いものを落札者とする。評価値が最も高い者が２人以上いる時は、電子入札システムを利用した電子くじにより落札者を決める。なお、紙による入札参加者がいる場合は別途指示することとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者うち評価値の高い者を落札者とすることがある。

（１）入札価格が、契約事務取扱規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

（２）評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

（３）最低価格の入札者を落札者としない場合

①落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規則第２６条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規則第２７条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の９を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の９を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の７を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の７を乗じて得た額とする。

Ⅰ.（統一基準における）直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
Ⅱ.（統一基準における）共通仮設費の額に 10 分の 9.00 を乗じて得た額
Ⅲ.（統一基準における）現場管理費の額に 10 分の 9.00 を乗じて得た額
Ⅳ.（統一基準における）一般管理費等の額に 10 分の 5.50 を乗じて得た額

②最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、次のような内容につき入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行ったうえで落札者の決定をする。なお、原則として、この調査機関に伴う当該工事の工期延期は行わない。

Ⅰ.その価格により入札した理由
Ⅱ.契約対象工事付近における手持工事の状況
Ⅲ.契約対象工事に関連する手持工事の状況
Ⅳ.契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
Ⅴ.手持資材の状況
Ⅵ.資材購入先及び購入先と入札者の関係
Ⅶ.手持機械数の状況
Ⅷ.労務者の具体的供給見通し
Ⅸ.過去に施工した公共工事名及び発注者
Ⅹ.ＩからＸまでの事情聴取した結果についての調査確認

17　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上のものを配置しなければならない。

18　契約書の作成

別冊工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19　支払条件

請負代金は請求に基づき２回以内に支払うものとする。

※　ただし、契約金額が１０００万円以下の場合は最終払いのみとする。

20　工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

21　再苦情申立て

国立大学法人滋賀医科大学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により京滋地区４国立大学法人公共工事入札監視委員会に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、京滋地区４国立大学法人公共工事入札監視委員会が審議を行う。

なお、当該書面を持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く９時００分から１７時００分までに行うこと。また、提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

22　関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

23　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（２）設計図書等の入手については、本学ホームページから入手すること。
（３）提出資料等については、提出書類等を参考にすること。
（４）入札参加者は、下記掲載による競争加入者心得及び別冊工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
（滋賀医科大学トップページ＞企業・研究者の方＞工事入札情報）
（５）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（６）落札者は、７（１）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
（７）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

※「京滋地区４国立大学法人公共工事入札監視委員会」について

平成２６年度より、京都工芸繊維大学、京都教育大学、滋賀大学及び本学の４国立大学法人が連携し、本委員会を設置することとなりました。

これに伴い、文部科学省に対し行っていた再苦情の申立ては、当委員会が受付けることとなります。

別　表

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2)内訳書とは無関係な書類である場合 (3)他の工事の内訳書である場合 (4)白紙である場合 (5)内訳書に押印が欠けている場合 (6)内訳書が特定できない場合 (7)本学指定様式（所定様式又は準じた様式）を使用していない場合
２．記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合 (2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
３．添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
４．記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合 (2)発注案件名に誤りがある場合 (3)提出業者名に誤りがある場合 (4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５．その他未提出又は不備がある場合	